

処 分 基 準

平成12年 4 月27日 作成

法 令 名：行商従事者証等の様式の承認に関する規程
根 拠 条 項：第7条
処 分 の 概 要：行商従事者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め： 行商従事者証等の様式の承認に関する規程第1条（承認を受けることができる団体）、第5条（資料の提出）、第6条（作成・交付事業の廃止の届出）
処 分 基 準： 行商従事者証等の様式の承認に関する規程第7条各号に該当する場合、以下のよう なとき等を除き、承認を取り消すこととする。 1 次のように帰責事由がない場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかに 是正回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき。（同条第1号） ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第4条第 1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法 人が速やかにその旨の解任手続を進めているようなとき。 2 資料を提出しなかったことについて相当な理由があり、速やかに資料を提出す ることができ、現に提出しようとしているとき。（同条第2号） 3 資料を届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を届け出 ることができ、現に届け出ようとしているとき。（同条第3号）
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係 （電話095-820-0110、内線3186）又は営業所の所在地を管轄する 警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考：